

2 熊広第 20 - 6 号  
令和 3 年 2 月 26 日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会 長 田 中 宏 和 様  
大阪南地域協議会  
議 長 森 義 仁 様  
泉南地区協議会  
議 長 岸 茂 朗 様

熊取町長 藤原 敏司

2021（令和3）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は、本町行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
令和2年11月18日付で要請のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。

## 1. 雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策（6項目）

### (1) 就労支援施策の強化について

<補強>

#### ① 「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」の取り組み強化について

「大阪就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」で示された就職氷河期世代への支援策については、市町村が行う福祉サービスと連携し、就職氷河期世代の実態やニーズに沿った支援となるよう取り組みを充実させること。

#### 【回答】（産業振興課）

本町が行う福祉サービスと連携するとともに、国、大阪府労働局等の関係機関と連携し、就職氷河期世代の実態把握やニーズに沿った支援に努めて参ります。

<継続>

#### ② 地域での就労支援事業強化について

「地域就労支援事業」に基づき、コロナ禍における労働環境の悪化に対して、雇用創出・確保に向けた取り組みを強化すること。併せて、地域で運営されている「地域労働ネットワーク」の活動を活性化させ、雇用の維持や働き方改革の推進等に努めること。

#### 【回答】（産業振興課）

現在、就職困難層に対する支援については、本町就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に就職困難者等支援策として、資格取得に取り組む方への補助や、ハローワークと連携し出張就労支援セミナーを開催しております。

なお、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会にも参画し、情報収集等にも努めております。

また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に、総合的な視点できめ細やかな支援を引き続き行って参ります。

<継続>

#### ③ 障がい者雇用の強化について

大阪で民間企業に雇用されている障がい者数は16年連続で増加し、実雇用率も前年を上回っているが、法定雇用率達成企業の割合は43.1%と半数以下にとどまっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の影響による障がい者の解雇が増加、新規求人数も減り、雇用環境が悪化する恐れもある。さらに今後、法定雇用率が0.1%引き上げられる予定もあることから、9月に改正されるハートフル条例に基づいた施策を図り、障がい者雇用のより一層促進すること。

### 【回答】（障がい福祉課）

障がい者の就労支援については、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や就労移行支援等を利用して新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるよう相談・助言を行う「就労定着支援」を必要な方に支給しております。

また、障がい者の就労支援と職場定着のため、引きつづき大阪府の指定により障がい者の方から就業に関する相談や障がい特性を踏まえた雇用管理について、事業所に対する助言や生活面での支援を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークとの連携を引き続き行って参ります。

## (2)男女共同参画社会の形成（推進）に向けて（★）

<補強>

### ①女性活躍推進について

女性活躍推進法に基づく推進計画の「取り組み成果」と「今後の課題」を町民に分かりやすい資料等で公表し、町の特徴等についても公開すること。また、新たなプランの策定には、「ジェンダー平等」をめざす町の姿勢を鮮明にアピールし、固定的性別役割分担意識の根絶につながる具体的施策を盛り込むこと。

### 【回答】（人権・女性活躍推進課）

平成30年3月に、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を含めた、熊取町第2次男女共同プランの改訂をおこない、これらの実施状況につきましては、毎年、男女共同参画推進審議会において、取り組み実績等を審議をいただくとともに、情報公開コーナーにおいて公開しております。

なお、新プランの策定時においては、引き続き、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる公正で多様な社会の実現に向けた施策について、国等の取り組みも参考にしながら検討をおこなってまいります。

<新規>

### ②女性活躍推進法の改正について

「女性活躍推進法」の趣旨があらゆる働く現場で認知されるよう労働基準監督署と連携し、町内事業者に対する働きかけを行い、2022年の「一般事業主行動計画」策定対象事業者の拡大に向けた周知活動を積極的に行うこと。

### 【回答】（人権・女性活躍推進課）

女性活躍推進法に関する周知については、引き続き、町広報紙・ホームページ等において周知をおこなうとともに、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会においても、定期的な研修会や会員向けの情報紙にて周知をおこなうなど、男女共同参画の意識の醸成を図ってまいります。

## (3)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

## ①「同一労働同一賃金」と「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

「働き方改革関連法」に関連して、2021年4月より中小企業にも「同一労働同一賃金」が適用され、「改正労働施策総合推進法」（パワハラ防止法）施行により、大企業は2020年6月から、中小企業においては努力義務期間をもうけたうえで2022年4月から具体的な防止措置が企業に義務化される。企業（特に中小企業）への周知はさることながら、労働者への周知徹底を強化すること。また、相談機能については労働者のニーズに応じた迅速な対応が重要であることから、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等を検討すること。

### 【回答】（産業振興課）

各種労働法制の周知については、国、大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報紙、ホームページ等により啓発に努めて参ります。

また、SNSやAIを活用した24時間対応可能なシステム等については、近隣市町の状況も確認し、調査研究して参ります。

<補強>

## ②外国人労働者が安心して働くための環境整備について

外国人技能実習生や特定技能外国人の受け入れ企業に対して労働法令等を順守させるとともに、外国人労働者が集团的労使関係のもとで労働条件について使用者と対等の交渉ができるよう、支援を強化すること。また、外国人向けの相談体制については多言語に対応する等、自治体としての相談機能を充実させること。

### 【回答】（産業振興課）

外国人労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討して参ります。

<継続>

## (4)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

外国人労働者の活躍推進に向けた就労・生活支援に「地方創生推進交付金」を活用する等、外国人集住都市等における先進的・優良な取り組み事例を参考にし、安心して働くことができる環境整備に取り組むこと。

### 【回答】（産業振興課）

就労支援について、現在、地方創生交付金を活用した事業は行っておりませんが、引き続き、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めて参ります。

<継続>

## (5)産業政策と一体となった基幹人材の育成と確保について

大阪経済を支える製造・運輸・建設分野の人材を確保していくためには、技能習得の支援とその仕事の魅力（将来性とやりがい、安全等）の発信・伝達が入り口となる。引き続き、人材育成・確保に向けた施策を強化すること。

**【回答】（産業振興課）**

国、大阪府労働局等の関係機関と連携を図りながら、人材育成・確保に向けた施策を検討して参ります。

また、本町の施策である、就業資格取得助成金について、活用いただけるよう、広くPRに努めて参ります。

< 継続 >

**(6) 治療と職業生活の両立に向けて**

現在進められている「第3期大阪府がん対策推進計画」（2018～2023年）が促進されるよう、自治体の自主的かつ主体的ながん対策の進捗状況や課題点を検証し、全ての働く世代のがん患者の就労支援を推進すること。

**【回答】（産業振興課）**

病気を抱える労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討して参ります。

また、事業主に対する啓発活動や情報提供などに取り組んで参ります。

**2. 経済・産業・中小企業施策（4項目）**

**(1) 中小企業・地場産業の支援について**

< 継続 >

**① ものづくり産業の育成強化について**

ものづくり企業の従業員やOB人材の経験を活かし、インストラクターを養成するためのスクールを開設する等、ものづくり産業の維持・強化に努めること。

**【回答】（産業振興課）**

本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えていますが、このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図って参りたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用した支援メニューによる、中小企業者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報について、ホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRして参ります。

< 継続 >

**② 若者の技能五輪への挑戦支援について**

中小企業で働く若者が積極的に技能五輪全国大会・技能五輪国際大会に挑戦できるよう、支援体制を拡充すること。合わせて、職業能力開発施策に関する情報提供や、事業主に対する助成制度の情報発信と周知徹底を行うこと。

**【回答】（産業振興課）**

技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係

機関との連携を図って参りたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRして参ります。

< 継続 >

### ③ 中小・地場企業への融資制度の拡充について

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるための融資・補助制度をわかりやすく情報発信すること。また融資の際には、対象企業の将来性・発展性を重視し、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施するとともに、コロナ禍においては返済猶予を設けること。

#### 【回答】(産業振興課)

中小企業者等の円滑な資金調達に係る融資の信用保証料に対する補助については、産業活性化基金を活用し、町制度融資及び大阪府制度融資における信用保証料の補助を引き続き行うほか、マル経融資への利子補給を行います。

また、制度融資については、利用者が有効利用していただけるよう、町広報や商工会等関係機関を通じて、各種制度融資の情報を提供して参ります。

< 継続 >

### ④ 非常時における事業継続計画（BCP）について

新型コロナウイルス感染症を始めとする感染症を含む災害時における事業継続計画（BCP）の策定は、普及率の低い中小企業にとっては喫緊の課題である。全国初となる経済産業省（近畿経済産業局）との連携協定により「BCP策定大阪府スタイル」が全国モデルとなるよう町としても積極的な啓発活動に取り組むとともに、町のBCP策定率や災害対応力について効果検証し、公表すること。

#### 【回答】(産業振興課)

本町と商工会が共同で策定した事業継続力強化支援計画に基づき、商工会主催のBCP策定セミナーを支援するなど、中小企業者への支援を行っているところです。なお、上記計画には感染症に係る項目の記載はないものの、BCP策定セミナーは感染症に係る内容を盛り込んだものとしております。また、同セミナーや「商工会だより」において、大阪府が発行している「超簡易版BCP『これだけは！』シート」を紹介するなど、「BCP策定大阪府スタイル」の啓発活動にも取り組んでおります。

< 継続 >

### (2) 下請取引適正化の推進について (★)

サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配の実現に向けて、「働き方」も含めた取引の適正化や下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底、また、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への『しわ寄せ』防止のための総合対策」（しわ寄せ防止総合対策）に基づき、働き方改革に関連

する下請法違反等の行為について、関係機関と連携した指導・監視の強化を徹底して行うこと。

**【回答】（産業振興課）**

下請法等関係法令の強化とその遵守の徹底や、下請法違反等の行為については、広報紙をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討して参ります。

<補強>

**(3)総合評価入札制度の早期導入と公契約条例の制定について（★）**

公契約において、労働条件や公正労働基準の確保、環境や福祉、男女平等参画、安全衛生など社会的価値やコンプライアンス遵守なども併せて評価する総合評価方式の導入を促進すること。併せて、公契約のもとで働くすべての人の雇用・労働条件を守り、住民がより良い公共サービスを受けられるよう、地域の活性化に有効である公契約条例を制定し、公契約の適正化を推進すること。

**【回答】（総務課）**

総合評価入札制度については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところです。本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。

また、公契約条例については、目的から第一義的には国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国・府や府下自治体等の動向を注視していく考えです。

<新規>

**(4)「中小企業振興基本条例」の早期制定について**

大阪の経済活性化の担い手として重要な役割を果たす中小企業等の振興をめざす「中小企業振興基本条例」を早期に制定すること。

**【回答】（産業振興課）**

条例の制定にあたっては、商工会等関係機関との意思の統一を図るとともに、現在策定に向けて審議中である本町産業振興ビジョンとも照らし合わせながら、条例化の必要性も含めて、他市町村の動向を引き続き注視しつつ、研究して参ります。

**3. 福祉・医療・子育て支援施策（5項目）**

<継続>

**(1)地域包括ケアの推進について（★）**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう地域包括ケアの推進に向け、質・料ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みと、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込み構築すること。加えて、

町民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

**【回答】（介護保険課）**

本町では、平成 24 年度から熊取町内の医療と介護の多職種が参画する医療介護ネットワーク連絡会を立ち上げ、住み慣れた地域で安心して健やかに自分らしい暮らしが続けられるよう医療と介護の連携強化を図るとともに、その中で研修会なども開催し、サービスの質の向上に努めています。

また、地域包括ケアシステムの推進については、いきいきくまとり高齢者計画に基づき推進しているところですが、現在、令和 3 年度から令和 5 年度を計画期間とする次期計画策定に向け、見直しを行っています。その中で、高齢者へのアンケートをはじめ、住民代表、学識経験者及び福祉関係、介護保険サービス事業所等などで構成される「高齢者保健福祉推進委員会」等からご意見をいただき、高齢者の増加、高齢者一人世帯の増加等の視点を盛り込みながら、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険サービスの提供体制について、計画に反映しております。

なお、計画策定に際しては、計画の概要版を町内に全戸配布するなど、可能な限り情報発信いたします。

< 継続 >

**(2) 予防医療及び健康づくりのさらなる推進について**

町民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診等の受診率向上と早期発見のためにも、若年世代から毎年受信できるような制度を改定すること。さらに、大阪府が実践的に取り組んでいる「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」等を町民により広く PR する取り組みを行うと。また、町民が健康に関する情報等を気軽に入手できるよう、SNS を活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体等とも連携したキャンペーン等の具体的な取り組みを行うこと。

**【回答】（健康いきいき高齢課）**

「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、熊取ふれあいセンターでのアスマイル専用リーダーの設置、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配付や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなど PR に取り組んでおります。

また、本町独自の取り組みとして、平成 28 年度より実施している「熊取ぴんぴん元気！ポイントアップ事業」や平成 30 年度より国民健康保険被保険者対象に実施している特定健診受診勧奨事業「めざせ！がっちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成に努めています。

**(3) 医療提供体制の整備に向けて（★）**

< 継続 >

**① 医療人材の勤務環境と処遇改善について**



医療の安全確保のため、医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保等、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、2024年度の医師の労働時間上限規制への整備と同時に、看護師の労働条件についても整備を進めること。加えて、緊急事態を想定した医療人材の確保と、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上を図る研修機会の拡充等を積極的に実施すること。

#### 【回答】（健康・いきいき高齢課）

本町では町立病院はございませんが、新たな医療人材の確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者と共に協議しています。また、医師会の会員が地域保健医療福祉等に関する医療技術の向上や行政に協力している事業の情報交換等、地域保健医療を円滑に推進するための研究、研修等を行うための支援を行っています。

今後も泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関と共に研修機会の拡充に努めてまいります。

< 継続 >

#### ②医師の偏在解消に向けた取り組みについて

地域で安心して医療を受けられる提供体制を実現するため、地域や診療科ごとの医師の偏在を解消するための効果的な施策を実施すること。特に、救急科や産科、小児科等医師不足が懸念される診療科の医師の確保に取り組むこと。加えて、人口構造の変化に考慮した効果的な医療提供体制を構築するとともに、高度な医療機器については医療機関間の共同利用を促進すること。

#### 【回答】（子育て支援課）

泉州地域での周産期医療体制の構造の取り組みとして、りんくう総合医療センター（産科・小児科全般（分娩・帝王切開、新生児集中治療室など））及び市立貝塚病院婦人科医療センター（妊娠外来のみ、婦人科全般（手術含む））で役割分担し、そして、産婦人科医師の安定的確保と安心安全な分娩や手術の提供の提供を行うため2つの病院で1センターとしている「泉州広域母子医療センター」の運営経費の一部を、貝塚市以南の4市3町で負担し、効率的な医療の提供に引き続き取り組みます。

#### (4)介護サービスの提供体制の充実に向けて（★）

< 継続 >

#### ①介護労働者の処遇改善と職場定着に向けて

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の確保と定着、離職防止のために、処遇改善施策および潜在介護職員の復職支援研修や介護士をめざす人材への介護資格取得のための奨学金補助や住居費、介護実習費の支援を拡大すること。また、サービス提

供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価する等、キャリアアップの仕組みへの整備を支援すること。

**【回答】（介護保険課）**

今後、一層の高齢化の進展に伴い、高度化・複雑化・多様化していく介護ニーズに的確に対応していくためには、介護分野における人材確保が重要になります。

そこで、平成 27 年度より大阪府を中心に泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する泉南地域介護人材確保連絡会に参画し、就職フェアや人材確保・定着等のイベントを通して、介護職の魅力を発信し、多機関と連携しながら、人材確保に努めています。

また、介護職員の離職防止・定着促進のためには、介護職の処遇改善が必要不可欠です。その 1 つとして処遇改善に係る報酬改定が継続的に実施されているところですが、町が関係する介護事業所においてもそれを活用し、それが介護職員へ適正に還元できているかなどを大阪府と連携しながら指導等を行っているところです。

また、大阪府の介護ロボット導入活用支援事業や ICT 導入支援事業等についても、引き続き関係事業所に広く周知し、活用の促進に努めていきます。

なお、復職支援研修、介護資格取得のための奨学金補助や住居費・介護実習費の支援、及び能力開発プログラムの拡充、キャリアアップの仕組みの整備等については、市町村のみでは抜本的な対策が困難であるため、国や府へ要望していきたいと考えております

< 継続 >

**②地域包括支援センターの充実と周知徹底について**

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効性ある機能を発揮できるよう支援すること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、家族等が介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を地域包括支援センターが持つことについて、地域住民に認識してもらえるよう、周知・広報等に取り組むこと。

**【回答】（介護保険課）**

地域包括支援センターが地域の高齢者等のニーズに即した機能を発揮できるよう、町において運営方針を示すとともに、適切な運営が実施できるよう、その状況等について「地域包括支援センター運営部会」を設置して、業務内容に対する意見や公正・中立性の確保の点検、事業の評価を行なっております。その中で、定例又は随時会議を開催し、町と地域包括支援センターは連携をはかりながら、地域包括ケアシステムをより一層推進していけるよう取り組んでいます。

また、介護に従事する家族への相談支援を行なうとともに、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等支援を行っています。

さらに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメン

トができるよう介護支援専門員へのサポートも実施しています。

地域包括支援センターの周知につきましても、広報紙やホームページだけでなく、地域の医療機関や薬局、スーパーや金融機関等への戸別訪問による広報活動や、認知症サポーター養成講座の地区開催、熊取ふれあいセンターにおける出張相談等を行い、積極的にPRをしています。

## (5)子ども・子育て施策の着実な実施に向けて（★）

<継続>

### ①待機児童の早期解消に向けて

保護者の意向や状況を把握するとともに、潜在的な待機児童の把握と事業所内保育、家庭的保育や小規模保育等の整備・充実をはかること。また、整備の際には保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携等を行うこと。

#### 【回答】（保育課）

本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っており、令和2年度から令和3年度にかけ、老朽化対策及び低年齢児の受け入れ枠拡大のために施工される町内幼保連携型認定こども園の建替工事に、必要な施設整備費を補助するなど、保育需要の増加に対する取り組みを行っております。また、単に需要への対応だけでなく、地域における子育て支援の拠点として、安全で良好な保育環境を維持するべく耐震補強工事や大規模修繕などにも積極的に取り組んできたところです。

本町では、年度当初での待機児童は発生しておりませんが、今後も、多様化する保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の活用も視野に入れ、待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としているところですので、現時点においては、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等については計画しておりませんが、今後の保育ニーズの変化等により必要性を検証したうえで柔軟に対応してまいりたいと考えております。

<補強>

### ②保育士等の確保と処遇改善に向けて

子どもが心身ともに健やかに成長するために必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の労働条件と職場環境の改善を行うこと。このことにより、定着率を上げる（離職率を下げる）ために、正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保等を行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置すること等、現場ニーズの把握や支援のあり方等について検討し、保育の質の向上につなげること。

## 【回答】（保育課）

本町におきましては、町立保育所で、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、会計年度任用職員制度に則った任用、近隣自治体との比較に基づき、適宜、待遇改善を図るなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。

会計年度任用職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、出来るだけ希望に沿えるよう柔軟に運用すべく保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。

また、園内研修や派遣研修を行うなど、保育士の質の維持・向上にも努めながら、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでいるところです。

一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。

また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を任用する際、その費用の一部を補助する制度を設けるなど、保育士等の処遇改善に努めております。

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、ハローワークとの連携により、町立保育所と民間保育所等、学童保育所の合同就職相談会を実施し、保育士の雇用創出機会の拡大に努めております。

また、公民合同所長会の他、積極的に情報・意見の交換を行いつつ、新型コロナウイルス感染拡大防止の対応、保育及び保育士の資質向上についての情報交換や統合保育などについて、保育所運営における様々な経験や専門性のノウハウを園長、所長レベルで共有し、町全体の就学前の保育について検討し、町立保育所と民間保育所等が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めております。

< 継続 >

### ③地域子ども・子育て支援事業の充実に向けて

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育等、多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。また、保護者の意向や状況の把握、多様な保育サービスが実施できる施設の拡大に伴う保育士、看護師の確保の支援を行うこと。

## 【回答】（保育課）

本町の病児保育事業については、現在、民間保育所等4か所、町立保育所4か所において体調不良児対応型を実施しているところです。また、病児対応型・病後児対応型につきましては、令和3年1月25日より貝塚市との広域利用により実施しています。

また、延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えているところですが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、午後8時以降の夜間保育の必要性も含めて調査研究をしてまいります。

なお、現在実施しております各サービスにつきましては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に保育士や看護師の配置にかかる経費等必要な助成を行うことにより、保育事業者や保護者の負担軽減を図っているところです。

< 継続 >

#### ④企業主導型保育施設の適切な運営支援について

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査等市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底すること等について、現在策定されている計画に基づき、速やかに進めると同時に、事業者や保護者の声を聞く等、新たな課題等が抽出できる仕組みを構築すること。

#### 【回答】（保育課）

本町では、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、今後整備等の動きがあった場合は、事業者、大阪府と情報を共有し、保護者の意見を聞きながら、町として適切な助言、情報発信を行うなど保育の質の確保に努めたいと考えております。また、企業主導型保育事業のあり方についても、本町が地域の保育の質を確保する責任において、必要に応じ国に対して要望、提言をしてまいりたいと考えております。

< 継続 >

#### ⑤子どもの貧困対策について

「子どもの貧困」の解消に向け実施している「子どもの学習・生活支援事業」を活用し、子供の居場所づくりの観点からもNPOや民間団体が運営する「子ども食堂」への支援策を拡充すること。

#### 【回答】（子育て支援課）

子どもの貧困対策につきましては、大阪府主催の「大阪府子どもの貧困対策部会」等の情報を得ながら、「第2期熊取町子ども・子育て支援計画」に貧困対策の視点も盛り込み、事業を推進しているところです。

また、平成29年4月から運営されている「こどもレストラン」の活動に対して「住民提案協働事業」に則り、補助金を交付するとともに、実施団体と本町とが各々の役割のもと、互いに交流・情報交換と連携を図り、子ども達の居場所づくりに取り組んでおります。

この他、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」等の仕組みの中で、関係機関が連携し子どもと家庭を見守る中で、定例的にスクールソーシャルワーカーと子育て支援課児童相談員が会議を持ち、緊密に連携しながら対応をしているところでございます。

<補強>

## ⑥子どもの虐待防止対策について

児童虐待相談件数が増加していることから、府民に対する「児童虐待防止法」の周知や国民の通告義務、児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について、現在実施している啓発活動を拡大し、あらたな未然防止策を講じること。また、ネグレクト等の児童虐待を予防するため、子育て世代包括支援センターにおいて子どもと保護者への切れ目のないワンストップ型の支援を充実させるとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修等を実施すること。加えて、虐待の早期発見を図るとともに、新型コロナウイルス感染拡大の影響により在宅時間が増えることによる虐待事案も見られることから、学校との連携を強化し、早期発見による未然防止に努めること。

### 【回答】(子育て支援課)

現在の子育て支援課の相談体制といたしましては、平成28年8月、「子育て世代包括支援センター（通称：すくすくステーション）」を開設し、保健師による訪問や面談等の個別支援と、地域の遊びの拠点に向かい行う講座や育児相談、各種健診や相談事業等を組み合わせながら、妊娠期から子育て期に係る切れ目のない支援の強化を図っているところです。

また平成30年4月から、0歳から18歳までの児童とその家庭を対象とした児童相談を担う部門と母子保健部門を同一グループに組織改編し、児童相談員と保健師の連携も一層強化しております。

児童相談部門には、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的に、市町村が設置・運営する「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に専門職の配置と研修が義務づけられたこともあり、子育て支援課の専門職が順次研修を受講し、さらには国から勧奨されているスーパーバイザーを平成23年度からすでに配置し、相談対応におけるチームアプローチができる体制となっております。

児童虐待防止対策については、11月の児童虐待防止推進月間にあわせ、熊取駅での啓発キャンペーンや関連施設へののぼりの掲揚、また、児童虐待防止推進月間における『オール大阪』一斉取組みに参画し、町長がオレンジジャンパーを着用して公務を行うなど、一層の啓発に取り組んでいるところでございます。

この他「子ども相談ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）」の仕組みの中で、関係機関の一層の連携を図るとともに、R元年度からモニタリングシートを導入し、保育所や幼稚園、学校と書面でやりとりをして、早期発見、支援ができる体制の充実を図りました。

今後も行政だけでなく、様々な団体の協力を得ながら児童虐待防止や早期発見、相談体制をつくることと併せて、専門相談や巡回相談、保育所や学校・相談機関が一体となった子ども家庭相談を実施し、児童虐待防止施策を推進してまいります。

<新規>

## ⑦小児科専門の救急病院の増設と診療時間の拡大について

大阪府域には小児科専門の救急病院が少なく、特に、休日・夜間の対応になるとその数はより少なくなる。休日・夜間急病診療所の増設や診療時間の延長など、子供の救急医療体制を整えること。

**【回答】（健康いきいき高齢課）**

平成 12 年度より、「泉州医療圏二次救急医療対策事業に関する覚書」を高石市以南 8 市 4 町で締結し、泉州圏域の二次救急医療（休日診療所からの後送、消防隊からの救急搬送、小児の夜間休日救急）を受け入れていただける医療機関に対して係る費用の一部を 8 市 4 町が負担し、地域の救急体制の確保に努めています。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策（5 項目）

< 継続 >

### (1) 指導体制を強化した教育の確保と資質向上

少人数学級による子どもの学びの質を高めるために教員や支援員の確保と同時に教員の長時間労働を是正するための客観的な勤務時間管理を行い、「在校等時間の上限（月 45 時間、年 360 時間）を遵守すること。

**【回答】（学校教育課）**

児童生徒の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、現在小学 1 年生は 35 人学級編制、小学 2 年生から中学 3 年生までは、40 人学級編制と定められております。令和 3 年度からは、法律が改正され、小学 2 年生も 35 人学級編制となり、令和 4 年度以降、小学 3 年生から 6 年生まで、順次 35 人学級にまる予定です。

教職員の長時間労働については、タイムカードを活用し、各学校において教職員全員の勤務時間数を把握するとともに、月ごとの各個人の結果を熊取町教育委員会に報告してもらい状況を把握しております。令和 2 年度には、各小中学校の電話機を留守番機能やナンバーディスプレイ付機能のある機器へ更新するなど、長時間労働解消に努めております。引き続き、国や府の動向に注視するとともに、他市町とも情報交換を密にしながら、実効性のある対策を行いたいと考えております。

今後も子どもたちの生きる力を育むために、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど教育の質の向上をはかってまいりたいと考えております。

< 継続 >

### (2) 奨学金制度の改善について（★）

2017 年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないこと等、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、町における奨学金返済支援制度を創設すること。併せて、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。また、コロナ禍において返済困難な労働者に対しては返済猶予措置について検討すること。

**【回答】(学校教育課)**

奨学金制度の活用している者、返済が困難な者が増加している現状、また、コロナ禍における返済困難な労働者がいることは認識しています。

返済に追われることなく、健康で文化的な生活を送れるよう要望活動等を行っていきます。

**(3)人権侵害等に関する取り組み強化について**

<継続>

**①差別的言動の解消に向けて**

大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例が施行されているものの、ヘイトスピーチをはじめとする差別行為は無くなっていない。ヘイトスピーチをゼロにするための対策、周知活動を強化し取り組むこと。

**【回答】(人権・女性活躍推進課)**

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは決して許される行為ではありません。

本町では、年2回発行している人権啓発紙「しあわせへの道」や街頭啓発、町ホームページにおいて、令和元年11月に施行された「大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」の周知をはじめとした、さまざまな啓発に取り組んでいるところです。

今後も、未だ、全国で発生しているヘイトスピーチの事例等の研究もおこなってまいります。

<継続>

**②多様な価値観を認め合う社会の実現に向けて**

LGBT等のセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。「性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」に基づき、人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・町民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。また、「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」に続き、町においても条例設置を目指すこと。加えて、行政施設においては、多目的トイレ等、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

**【回答】(人権・女性活躍推進課)**

本町では、男女共同参画社会情報誌「男女が“ともに”協力しあいながら・・・」や広報での記事掲載や講演会などを通じて、多様な性のあり方について広く周知など、性的マイノリティに対する理解促進に努めております。今後も継続して、理解促進に努めてまいります。

また、令和2年1月から「大阪府パートナーシップ宣誓証明制度」が開始されたことを受け、町営住宅入居者募集時において、入居希望している同性カップル



が大阪府または府内自治体によって互いにパートナー関係であると証明されていることが確認できた場合、申し込み可能としております。引き続き、大阪府と連携しながら多様な性が尊重される社会の実現を目指し、理解促進への取り組みを行うとともに、先進自治体の取り組み等についても情報収集に努めております。

また、本年10月には、役場1階に新たに多機能トイレを設置するなど、環境整備についても努めております。

< 継続 >

### ③就職差別の撤廃・部落差別の解消に向けて

いまだ就職差別については根が深い問題であることから、公正採用選考人権啓発推進員のさらなる拡充により、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について町民に広く周知はもとより、就職を控えた若年層への就業前教育等で徹底し、あらゆる差別撤廃に向けた施策を講じること。

#### 【回答】(人権・女性活躍推進課)

企業の公正採用に向けた啓発については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会の研修や会員事業所へ配布している連絡会ニュースなどを通じて繰り返し啓発をおこなっているところです。

また、部落差別解消法の周知については、人権啓発紙「しあわせへの道」での周知をはじめ、街頭啓発や人権啓発地域映画会、講演会、成人式等においても啓発するなど、幅広い年代に対して周知に努めております。

今後も、部落差別をはじめとする、あらゆる差別の撤廃に向け、関係機関と連携しながら啓発を行ってまいります。

< 新規 >

### (4)投票率向上に向けた環境整備について

投票者の利便性と投票率向上の観点から、頻繁に人の往来がある施設に投票所(期日前投票も含む)を設置すること。また、共通投票所の設置拡大ならびに期日前投票の投票時間の弾力的な設定に努めるとともに、施設側からの投票所設置に伴う公募を行うこと。加えて、投開票の簡素化・効率化、疑問票の削減、障がい者の投票参加の拡大などの観点から、投票方法を自書式から記号式に改め、不在者投票手続きについて郵送に代わるしくみを検討すること。

#### 【回答】(総務課)

平成31年度統一地方選に係る全国的なアンケート調査(明るい選挙推進協会発行 第19回統一地方選挙全国意識調査)の結果によると、若年世代の投票参加率が低く、また投票を棄権する理由については、投票環境の整備より、選挙に関する関心度の低さに起因するものが多数を占めている状況であることから、本町選挙管理委員会としては、今後の投票率の向上に向けて、投票環境の整備ではなく、若年世代をターゲットにした、選挙に関する関心度の向上施策に取り組む予定としています。

また、記号式投票については、地方公共団体議会の議員又は長の選挙にのみ認

められたものでありますが、衆議院議員選挙や参議院議員選挙と投票方法が異なること、また記号式投票への変更を実施したとしても、期日前投票及び不在者投票は自書式投票のままとなり、混乱を招くおそれがあること等の理由により自書式投票から変更の予定はありません。

不在者投票に係る投票用紙等のオンライン請求については、本町における不在者投票の利用者が少ないこと等から、現在のところ実施する予定はありません。

<新規>

#### (5)ふるさと納税の運用について

ふるさと納税の用途について、通常の歳出では予算の確保がされにくい教育予算や産業振興など、地域活性化に資するものに優先的に運用すること。

#### 【回答】(企画経営課)

厳しい財政運営と人口減少社会の中で、貴重な財源を効率的・効果的に活用していくことが、今後の益々重要になるものと認識しております。

ふるさと納税の活用については、寄附者による用途指定があるものについては寄附者の意思を尊重する一方、用途指定がないものについてはご指摘の教育予算や地域活性化に資する取組を含めて住民ニーズをしっかりと踏まえた上で、予算確保に向けた他の財源の有無なども考慮しつつ、優先順位をつけ取り組んでまいります。

### 5. 環境・食料・消費者施策（4項目）

<継続>

#### (1)食品ロス削減対策の効果的な推進に向けて（★）

食品ロス削減にむけて、町民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010 運動」等効果的な啓発活動を実施するとともに、「食べきり」を促進することに併せ、食品ロスを無くすための「持ち帰り」を基本とする条例制定等、環境整備を進めること。

#### 【回答】(環境課)

食品ロス削減における本町の取組みについては、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)や令和2年5月策定の熊取町エコプロジェクトに基づき、以下の啓発活動を積極的に実施している。

#### 【現在及び今後の取組み】

- ① 平成30年度より「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページへの啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示や本部テントでのチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進している。
- ② 今年度、食品ロス削減に関するアンケートを実施し、本町の住民の方が捨てがちな食材を把握したうえで、その食材を利用した熊取町オリジナルの「冷

蔵庫スッキリ！レシピ」を食生活改善推進協議会の協力のもと作成しており、令和3年3月に広報、ホームページ等で公開する予定である。

- ③ さらに、環境省による食品ロス実態調査支援事業を活用し、令和3年2月に食品残渣分析調査を実施予定である。これにより本町における一般家庭から排出される可燃ごみの食品ロス割合を明らかにし、今後の啓発に生かしていく。
- ④ また、町内飲食店への食品ロス削減協力店舗に配布用のステッカー（環境省が「ドギーバッグ」に代わるネーミングを募集し、新しく決定された「mottECO」を活用した）を作成中であり、食べ残しお持ち帰り運動や小盛対応等のPRを図っていく等の施策を推進していきたいと考えている。

以上、食品ロス削減の啓発に努めているところであり、今後においても、あらゆる機会を通して、継続して啓発に努める。

< 継続 >

### (2) フードバンク活動の課題解決と普及促進について

2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。また、コロナ渦におけるフードバンク活動団体が抱える課題を解決するための相談窓口や活動の関係者で構成する協議体の設置を検討すること。加えて、活動に対する社会的認知を高めるための啓発を強化すること。

#### 【回答】（環境課）

本町では、「熊取町エコプロジェクト」に基づき、令和2年10月より町内公共施設に食品回収（フードドライブ）窓口を常設しており、この活動で回収した食品を町内の子ども食堂やフードバンクOSAKAへ寄付しているところである。

今後においても、「食品ロス削減推進法」の理念を勘案し、フードバンクOSAKAと連携体制を維持しながら、町内イベントや広報、ホームページなどを通じて普及啓発等に努めていく。

< 継続 >

### (3) 消費者教育としての悪質クレーム（カスタマーハラスメント）対策について

「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為等の悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅を推進すること。具体的な取り組みとしては、町独自の判断基準の策定を行うとともに、消費者に倫理的な行動を促すための啓発活動や消費者教育を行うこと。

#### 【回答】（産業振興課）

本町の消費生活センターは消費者被害の未然防止を目的として設置されておりますが、消費者による一般常識を超えた不当な要求や、異常な態様の要求行為などの悪質クレーム(カスタマーハラスメント)の抑止・撲滅の推進については、

消費者教育の充実の一環として検討して参ります。

また、町独自の判断基準の策定については、他市町村の状況も確認し、研究して参ります。

<補強>

#### (4) 特殊詐欺被害の未然防止の対策強化について

大阪府域では、高齢者等が狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症拡大に乗じた特殊詐欺が発生しており、新たな手口への注意喚起を積極的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助等の対策を実施すること。

#### 【回答】(危機管理課)

住民の方や泉佐野警察署などからの不審電話の発生、特殊詐欺事案の多発等に関する連絡に応じ、熊取町安全パトロール隊によるパトロールにあわせて、詐欺の手口や不審電話の対応など、車載スピーカーによる音声広報を行い、啓発に努めております。

さらに、防災行政無線により、住民に対して特殊詐欺事案の発生による注意喚起を行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板により、新たな手口も踏まえた注意喚起、チラシの配布などを行っております。

今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策（11項目）

<継続>

### (1) 交通バリアフリーの整備促進

公共交通機関（鉄道駅・空港等）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を行うこと。特に、設置後の補修等の財政的補助について検討すること。

#### 【回答】(道路課)

本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政措置は現在のところ考えておりません。

<継続>

### (2) 安全対策の向上に向けて

鉄道駅の転落事故等を防止するためのホームドア・可動式ホーム柵の設置がさ

らに促進されるよう、利用者 10 万人未満の駅に設置する費用に対する助成や税制減免措置等の財政措置の拡充・延長、設置後の補修について助成を行うこと。また、高齢者や障がい者の方への介助については交通事業者に委ねられているが、結果として事業者の人的負担も増加していることから、市町村や民間、地域の協力を得ながら「社会全体で交通弱者を含めた利用者の安全を確保し、支えていく仕組み」について検討

#### 【回答】（道路課）

本町唯一の JR 熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、それぞれの施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。

また、高齢者や障がい者の方への介助については、今後、駅利用者の安全性、サービス低下が認められる場合は、交通事業者に対し、申し入れていきたいと考えています。

<新規>

#### (3) キッズゾーンの設置に向けて

保育中の子どもや保育士が巻き込まれる事故を防止するため、保育施設周辺の道路に「キッズゾーン」の設置を促進し、運転手に注意を呼び掛けるキャンペーン等を実施すること。

#### 【回答】（保育課）

キッズゾーンとは、保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために設定するものですが、町立保育所では、国の保育所保育指針に基づき、より具体的な安全対策を講じるため、散歩に出かける前の注意事項や散歩時における保育士の配置方法などを取りまとめた「散歩安全マニュアル」を独自に策定し、園外活動の安全対策に努めています。

さらに、町立保育所や民間保育園等においては、散歩コースの再点検と安全確認のほか、交通量の多い散歩コースの見直しなど、ソフト面を中心に対策を講じることで速やかに対応を行っているところです。

また、令和 3 年 1 月からは、本町の通学路等交通安全プログラムにおいて、未就学児童の移動経路にへの対策についても検討することとしております。

<継続>

#### (4) 防災・減災対策の充実・徹底について（★）

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアル等を効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備等自助・共助の視点のもと、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的な啓発活動を実施するとともに、精度の高い情報収集に基づく伝達体制を構築すること。加えて、被害を低減させる

ための施設・装備を充実し、コロナ禍でも災害発生時に機能する医療体制を整備・強化すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練等を行うこと。さらに、災害発生時における情報提供ツールのホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと。加えて、コロナ禍における新たな防災計画を策定し、それぞれの状況に応じて感染拡大期・安定期・終息期に分けて具体的に示すこと。

#### 【回答】（危機管理課）

風水害や土砂災害、地震災害などに関する情報を提供し、災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくために、「熊取町防災マップ」を全戸配布するとともに、「熊取町地域防災計画」とあわせてホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。

本町において、自主防災組織は町内全39自治会において結成されており、今後、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、各自主防災組織において地区毎の自主防災マニュアルを作成していただけるよう積極的に支援してまいります。また、避難所ごとに避難所運営マニュアルの作成についても、地域住民の方とともに取り組んでまいります。

情報伝達方法については、従前より防災行政無線や緊急速報メール、防災メールを活用しており、加えて令和2年9月からLINEによる情報の提供を始めたところです。

災害発生時の医療体制は、本町の災害医療センター（永山病院）はもとより、一般社団法人泉佐野泉南医師会、一般社団法人泉佐野泉南歯科医師会、泉佐野薬剤師会と「災害時の医療救護に関する協定」を締結しており、災害時の体制を一定確保しております。

災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載することとしています。

コロナ等感染症への対応につきましては、「熊取町新型インフルエンザ等対策行動計画」及び国、府の対処方針等に基づき、適切な対応に努めております。

#### 【回答】（生活福祉課）

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。

また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

<補強>

#### (5)地震発生時における初期初動体制について

地震発生時においては、初期初動体制が極めて重要であるが、各自治体においては、有期・短時間・契約・派遣等で働く職員が多くを占めていることから、緊

急時に十分な対応ができるよう人員体制を確保すること。また、震災発生においては交通機関が麻痺していることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたる等、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携を行えるよう、近隣市町村に働きかけを行うこと。

**【回答】（危機管理課）**

本町における災害時の職員体制については、本町の地域防災計画及び災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」に定め、段階的に職員を確保し、非常事態においても適時適切な職員配備の対応に努めているところです。また、業務継続計画（BCP）を策定し、災害時等の非常時において、各部署が通常業務を縮小し優先すべき業務を明確にしたところで、適切な人員体制及び業務の対応が図られるものと考えおります。

自治体間の連携については、地震発生時において、大阪府から市町村参集緊急防災推進員が本町に配置され、大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成25年に泉州地域・堺市以南の9市4町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。

<補強>

**(6) 地域防災対策の連携強化について**

大規模災害発生時には、行政の対応にも限界がある。日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助という視点のもと、自主防災組織や消防団・水防団の体制強化、防災ボランティアの登録制度の整備等、地域住民に協力いただくような地域防災対策を講じること。また、帰宅困難となった府民に対して、一時避難できる場所の確保を鉄道事業者、地域企業と日常的に連携を行うこと。

**【回答】（危機管理課）**

住民との連携については、自主防災組織が実施する自主防災訓練に防災担当課、消防署及び消防団が参加し、災害発生時の対応方法の啓発、防災資機材の取扱い等の指導を行うなど平時から連携に努めています。また、住民向けに作成した避難行動・避難所運営マニュアルを基にして避難所ごとの避難所運営マニュアルの作成を進めるとともに、各自主防災組織における地区別自主防災マニュアルの作成を促進し、緊急時に自助・共助の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう支援してまいります。

防災ボランティアについては、本町の社会福祉協議会において登録制度を整備し、広く募集を行っております。

帰宅困難者への対応については、町内の大学や企業と、学内または職場内での待機について協議を行ってまいります。

**(7) 集中豪雨等風水害の被害防止対策について（★）**

<継続>

## ①災害危険箇所の見直し及び防災意識の向上と啓発について

予測不可能な風水害が頻繁に起こり、予想以上の被害が発生している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊等への対策が非常に重要であることから、すでに整備済みであっても、危険度が高いとみられる地域の未然防止の観点からも日頃の点検や対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し、森林整備等の維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、必要に応じてハザードマップの見直し点検を行いながら、一層の周知・広報を行い、日頃の防災意識が高まるよう取り組むこと。

### 【回答】(危機管理課)

本町においては、過年度より大阪府と連携し、ため池等を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2級河川住吉川と雨山川に、河川の水位をリアルタイムで監視できる河川監視カメラを大阪府が整備しております。また、土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき、引き続き、適切に支援してまいります。

大阪府による浸水・洪水想定区域の公表を踏まえ、令和3年度において総合ハザードマップの作製を予定しており、作成後には町内全戸に配布し周知を図り、防災意識の向上につなげてまいりたいと考えております。

### 【回答】(水とみどり課)

従来から大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに周知を行い、あわせて地区住民とともにハザードマップの作成に取り組んでいます。また、ため池においても、令和元年7月1日に施行された「農業ため池の管理及び保全に関する法律」により、決壊時に被害を及ぼすため池については、重点ため池に位置づけ、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府に要望し、併せて町において、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知するとともに、ため池の点検を大阪府と合同で実施しています。この他、浸水対策事業として水路改修工事等に随時取り組んでいます。また、森林整備として、災害を未然に防止するため、町所有の町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでまいります。

< 継続 >

## ②災害被害拡大の防止について

大型台風等大規模自然災害発生時における安全確保の観点から、事業活動を休止する基準の設定等必要な仕組みを整備するとともに、町民への制度の周知・理解促進を図ること。さらに災害発生時においては、町民に不安を与えないようコロナ対策を行った上での対応を行うこと。

### 【回答】(危機管理課)

本町では、災害時における業務継続計画については、平成30年5月に作成し、



ホームページに掲載しているところであり、今後も住民の理解が深まるよう周知を行ってまいります。

また、コロナ対策としては、庁舎入口への自動温度測定システム、消毒液の設置、窓口では飛沫防止対策を行うほか、出入り口を開放し換気を行うなど、来庁者及び職員の感染予防に努めているところです。

< 継続 >

#### (8) 公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について

鉄道係員に対する暴力行為の件数は、高止まりという状況であり、お客様トラブル事象やカスタマーハラスメントに分類されるような事象も数多くある。働く者の安全・安心の確保のためにも、公共交通の利用促進とともに、利用者側のマナーやモラルといった部分に対する理解促進を図ることから、事業者によるさまざまなキャンペーン等の取り組みも進められているが、行政として「公共交通の安全安心な利用」に向けた啓発活動の強化等の対策を講じること。また、駅構内や車内での巡回・監視等の防犯体制のさらなる強化を図るとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策（防犯カメラの設置や警備員の配置等）への費用補助等の支援措置を早急に検討すること。

#### 【回答】（道路課）

公共交通の安全な利用に向けたマナー啓発については、公共交通事業者と協力し取り組んで参ります。

< 新規 >

#### (9) 交通弱者の支援強化に向けて

誰もが買い物ができ、医療・介護、各種行政サービス等が受けられるよう、地域の実態を調査し、その結果を踏まえて、移動手段の確立、移動販売や商業施設の開設・運営への支援等、必要な対策を推進すること。

#### 【回答】（道路課）

本町における地域公共交通としては、熊取駅と地域を連絡する路線バスが3ルート、役場を起点に公共施設を循環するコミュニティバスである「ひまわりバス」が4ルート、それぞれ存在しています。

しかしながら、近年の高齢化の進行によって、「買い物難民」や「ラストワンマイル問題」という問題が顕在化している状況を受け、令和3年度に地域公共交通会議を設置するとともに、オンデマンド交通など先端技術の活用によって、持続可能な地域公共交通を実現できるよう、交通事業者などと連携して取り組んでまいります。

#### 【回答】（産業振興課）

交通弱者に対する支援強化については、地域の実態、ニーズにあわせて、対策を検討して参ります。

**【回答】（生活福祉課）**

介護保険制度や各種サービスが利用できない高齢者の方々を対象として、令和2年10月より熊取町社会福祉協議会において移送サービス事業を開始しており、買い物や通院、公共機関への外出のための移動の支援を行っております。

<新規>

**(10) 持続可能な水道事業の実現に向けて**

持続可能な水道事業の実現のため、水道事業体における専門性を有する人材の確保・育成、技術継承および水道の基盤強化のための労働環境改善に向けた取り組みを行うこと。また、水道の基盤強化のための施策を検討する場合には、当該施策のメリットだけでなく、デメリットやリスクについても正しく地域住民に説明すること。加えて、民間事業者に水道施設運営権（コンセッション）を設定する場合であっても、当該民間事業者の透明性を確保し、受益者である住民の合意を得ることなく、安易に水質低下や水道料金の値上げを行うことのない仕組みを担保すること。

**【回答】（上水道課）**

本町水道事業については、持続可能な水道事業の実現に向けて、令和3年4月1日から大阪広域水道企業団と統合するため、これまで以上にお客さまサービスの向上や施設の耐震化率の着実な向上による給水安定性の向上が図られます。

また、運営基盤の強化については、定量的メリットとして、施設の最適化による統廃合やダウンサイジングを行うことにより、事業費及び維持管理費の縮減を図るとともに、府補助金の活用により、将来の水道料金の値上げを抑制することが確認できています。

定性的メリットとしては、業務の一元化による効率化や企業団の持つ技術力や組織力の活用による非常時対応の充実及び技術継承問題の解消等の効果が見込めます。

なお、平成30年10月9日の「大阪広域水道企業団と藤井寺市・大阪狭山市・熊取町・河南町との水道事業の統合に向けての検討、協議に関する覚書」締結式以降において、適宜、統合案について、本町議会議員全員協議会にて説明を行うとともに、本町広報紙やホームページにより住民の皆様に周知しています。

<新規>

**(11) <大阪南地域協議会 統一要請>**

**① リモートワークのルール作成について**

緊急事態宣言以降、各企業でリモートワークや時差出勤等が進められているが、付け焼き刃感が拭えない。また、企業規模によるばらつきも大きい。自治体として指針を示されたい。

**【回答】（産業振興課）**

リモートワークのルール作成については、厚生労働省より「テレワークにおける適切な労務管理のためのガイドライン」が示されており、本町独自の指針の策

定については考えてございません。

## ②鉄道の高架化、ホームドアの設置について

踏切の撤去・駅のバリアフリー化・駅周辺の道路拡幅は、高齢者・障がい者に優しいまちづくりに欠かせない取り組みである。交通事業者と協力し、鉄道の高架化、ホームドアの設置を進めること。

また、転落事故の大半は酔客であることから、マナー啓発にも努めること。

### 【回答】（道路課）

本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）におけるホームドア・可動式ホーム柵の設置については、それぞれの施設管理者が負担することになりますが、財政措置等は現在のところ考えておりません。

また、駅利用者へのマナー啓発については、交通事業者と協力し、取り組んで参ります。

## 7. 泉南地区協議会独自要請（1項目）

### （1）広域幹線道路の整備について

< 継続 >

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれない。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれない。

### 【回答】（まちづくり計画課）

泉州山手線については、平成27年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、令和元年度開催の大阪府建設事業評価審議会において、（都）貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの区間について「事業実施するもの」として決議を受け、令和2年度より事業着手となり、現在測量及び予備設計業務を進めております。

今後も引き続き協議会として国及び大阪府に対し、事業着手区間の早期整備とその他区間の事業着手に向け要望を行ってまいります。

また、国道170号線（大阪外環状線）についても慢性的な渋滞解消を図るべく、全線4車線化の早期事業着手について、国及び大阪府に対し、積極的な要望を行ってまいります。

2熊広第20-6号  
令和3年2月26日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 田中 宏和 様  
大阪南地域協議会  
議長 森 義仁 様  
泉南地区協議会  
議長 岸 茂朗 様

熊取町長 藤原 敏司

新型コロナウイルス感染症対策に関する予算要請について（回答）

平素は、本町行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
令和2年11月18日付で要請のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。

## (1) 感染拡大防止に向けた対策強化について

### ①医療提供体制の強化

再度の感染拡大に備えて、客観的根拠に基づく必要十分な検査・治療体制の確立、検査薬・マスク・消毒液・防護服など、治療に欠かせない物資の確保と供給体制の整備を行うこと。特に、医療崩壊を起こさず適切な治療が行えるよう、発熱外来の整備を早急に行い、医療関連従事者への感染検査、病院受診時の感染リスク確認等の検査の拡大を行うこと。

### 【回答】（健康・いきいき高齢課）

現在は、症状のある方については、かかりつけ医もしくは新型コロナ受診センターにご相談いただくことで、必要に応じ検査が受けられる体制が整備されており、治療体制については、大阪府において取り組まれているところです。一方でマスク、消毒液等の資材については、各医療関係機関や社会福祉施設等へ国から支給される資材等を活用し配布に取り組んでいるところです。

また、本町においては、まん延時におけるひっ迫した PCR 検査（行政検査）の緩和と町内事業所等のクラスター発生時における検査を実施することでの住民の不安の軽減を図ることを目的とし、町内大学との連携協定により大阪府及び町の補助金を活用し、町内大学に検査体制の整備を構築し、PCR 検査【熊取モデル】とし実施しています。この検査体制をもって検査が必要な方、また、感染が不安な方への PCR 検査を迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。

### ②感染者受入れ体制の強化

新型コロナウイルス感染者を受け入れる宿泊施設（ホテル等）では、従業員が感染者の対応に参加しなくても良いよう地方自治体が人員を配置するとともに、動線（ゾーニング・区分け）の確保の徹底をはかること。従業員が対応する場合は、労働者の健康管

理と安全衛生管理を徹底するとともに、医療従事者と同様に防護服・マスク・手袋・消毒液などを支給すること。なお、使用した後は、利用者の不安を払拭（風評被害を防止）するためにも、自治体の負担により適切な清掃・消毒を実施すること。

#### 【回答】（健康・いきいき高齢課）

宿泊料用施設等の運用及びその安全管理等については、保健所を含む大阪府において対応されているところです。町としての役割については、感染予防に係る情報発信や啓発、また、ワクチン接種の体制整備から実施までを役割として現在取り組んでいるところです。

#### ③医療機関への経営支援

新型コロナウイルス関連医療機関はもとより、それ以外の医療機関においても感染拡大を危惧することから、経営難に陥っている医療機関が増加している。これらの医療機関に対しての財政支援を検討するよう国に対して働きかけること。

#### 【回答】（健康・いきいき高齢課）

各医療機関への支援については、感染予防対策に係る支援やPCR検査に係る資材の提供やその資材の購入費用にかかる支援等において取り組んでいるところです。なお、医療機関への財政支援については、国へ働きかけを行っていきます。

### (2) 非常事態宣言時にも継続が求められる事業の労働者保護について

#### ①PCR検査の拡充

新型コロナウイルスのPCR検査、抗原・抗体検査等について、新型インフルエンザ等対策特別措置法の特定接種の登録を活用するなど、優先順位を決めて、必要な労働者、希望する労働者が全員検査を受けられるよう体制を整えること。特に、感染リスクの高い対面での業務を行っている労働者に対して、マスクや消毒液など感染予防に最低限必

要な物資を供給すること。また、感染防止を目的とした事業所の改装、必要資材の購入等への助成を行うこと。

**【回答】（健康・いきいき高齢課）**

現在、大阪府では、症状のある方については、かかりつけ医もしくは新型コロナ受診センターにご相談いただくことで、必要に応じ検査が受けられる体制が整備されています。また、本町においては、まん延時におけるひっ迫した PCR 検査（行政検査）の緩和と町内事業所等のクラスター発生時における検査を実施することでの住民の不安の軽減を図ることを目的とし、町内大学との連携協定により大阪府及び町の補助金を活用し、町内大学に検査体制の整備を構築し、PCR 検査【熊取モデル】とし実施しています。この検査体制をもって検査が必要な方、また、感染が不安な方への PCR 検査を迅速に対応できるよう取り組んでいるところです。

感染予防対策に係るマスク、消毒液等の資材については、各医療関係機関や社会福祉施設等へ国から支給される資材等を活用し配布に取り組んでいるところです。また、事業所の感染防止に係る改装等に係る費用の助成については、大阪府の補助金を活用し今後支援していくことを検討しているところでございます。

②休業補償制度の確立

労働者が新型コロナウイルスに感染あるいは疑いのある症状が出たり、濃厚接触者となったり、家族が同様の事態になり看護のため仕事を休む場合に、助成の検討を行うこと。また、国民健康保険における傷病手当金の支給実施に向けて必要な法律改正を国・府に求めること。

**【回答】（保険年金課）**

国民健康保険における傷病手当金については任意給付であり、市町村が条例で規定する

ことで支給可能となるものです。

令和2年度においては、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策―第2弾―（令和2年3月10日付け、新型コロナウイルス感染症対策本部決定）」において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者に傷病手当金を支給した市町村等に対し、支給額全額を国が特例的に財政支援を行う」こととされたため、本町においても、他の自治体の動向を見据えた上で時限的に支給できるよう条例で定めたものです。

本制度は、国の要請に基づき実施するものであり、町独自の期限延長は考えておりませんが、令和3年度以降も、国の財政支援が適用される場合は、適切に対応してまいりたいと考えております。

### ③感染者への誹謗中傷や差別・パワハラ等の禁止の徹底

医療従事者はもとより、食料や生活必需品を扱う方や輸送を担う方などを含めて、ライフラインの維持に努め昼夜業務に励んでいる多くの方が、差別的な扱いを受け、誹謗中傷を受けるなどの事案が発生している。新型コロナウイルスの感染に脅威を感じながらも使命感により懸命な努力を続け、国民生活は維持されている。その現状について、町民に周知し、理解が得られるよう情報発信に努め、周知徹底すること。加えて、企業に対しては、パワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等について定めた指針の周知を強化すること。

### 【回答】（人権・女性活躍推進課）

新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮については、町広報紙、ホームページ、人権啓発紙、ポスター、チラシ等において広く周知をおこなっているところです。

また、企業に対しましては、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会において、定期的に研修会や会員向け情報誌等における情報提供等周知啓発を行っているほか、今年度発行の



会員向け情報紙においてもパワーハラスメントの記事の掲載を予定しております。

#### ④保育・介護施設の事業継続

労働を継続するために必要な保育や介護の利用ができるよう措置をとること。また、幼児・児童にも感染が広がっている状況を踏まえ、保育を受ける子どもの数の抑制について、自治体が責任をもって対応を行うこと。加えて、保育所等の休園、児童の受け入れ縮小を行ったことに関して、土曜日保育や子育て支援に関わる諸補助事業等の履行が困難になった場合でも、公定価格や補助金を減額することなく、必要な緊急対応等を円滑に実施し得る新たな事業補助費を導入すること。

#### 【回答】（保育課）

大阪府においては、緊急事態宣言下においても、保育所は原則開所するよう示されていることから、本町においても、原則開所としております。なお、開所にあたっては、感染防止に十分配慮し、マスク着用、手洗い・咳エチケット・身体的距離の確保等、保護者や施設の職員の協力を得ながら感染者の発生による臨時休園を避けるための対応策の周知徹底に取り組み、最大限の対策を講じています。

また、民間園に支払う、委託費や施設型給付費については、感染拡大防止のために臨時休園が実施された場合であっても、公定価格の減額は行いません。また、民間保育所等補助金における子育て支援保育士事業にかかる助成等についても、補助対象経費が補助基本額を下回らない限り、例年と同様の金額を支払います。

#### 【回答】（介護保険課）

高齢者の家族等の介護離職を防止するため、高齢者が必要なサービスを利用できるよう、感染対策を講じながら、サービスの提供を行うことについて、介護事業所等に働きかけていきます。その際、事業所等に新型コロナウイルス対策及び大阪府の補助金等について周

知を行っていきます。

### (3)雇用維持と事業継続について

#### ①休業要請の根拠の明示

休業要請する場合は、要請事業について客観的な根拠に基づき決定し、検討する企業に明確に示すとともに、町民にわかりやすく周知すること。

#### 【回答】（産業振興課）

国、大阪府等の関係機関からの情報収集に努め、企業や町民へ積極的に周知して参ります。

#### ②労働者の雇用の維持・継続への支援

休業を要請する企業に対しては、従業員の雇いを維持するよう徹底した指導を行い、当該企業が利用できる政府、自治体の支援メニューの提示、手続きの代行等、支援を確実に受けられるようサポートすること。特に、営業時間の短縮を要請する場合は、営業時間短縮に伴い従業員の所得削減を招かないよう、休業手当等の支払い、雇用調整助成金の活用等の指導を徹底すること。

#### 【回答】（産業振興課）

国、大阪府、商工会等の関係機関との連携を図りながら、支援に努めて参ります。

#### ③中小企業支援の拡充

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口を設置し、周知するとともに、これを起点に事業継続を支援すること。特に、社会保険労務士の派遣などを含めて、雇用調整助成金の申請手続きのサポートを行うこと。

**【回答】（産業振興課）**

中小企業の事業継続に向けたワンストップ型相談窓口や雇用調整助成金の申請手続きのサポートについては、以前より商工会が担っているところであり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に係る相談や各種申請のサポートも含め、今後も継続して支援して参ります。

④就職内定取り消し者への支援強化

今年度の就職内定取り消し者や来年度の新卒者の就職活動をハローワークと連携し支援すること。

**【回答】（産業振興課）**

就労支援コーディネーターにより相談を行うと同時に、ハローワークとの連携を図りながら、支援して参ります。

⑤不利益を被った労働者への支援強化

賃金の減少、または解雇された労働者に対して、身近な市町村において、就職、生活資金融資、給付金や助成制度、納税等に関する情報等、生活維持に向けた相談を受ける窓口を設置し、町民に対して周知すること。

**【回答】（産業振興課）**

新型コロナウイルス感染症の影響により不利益を被った労働者への支援については、既に本町ホームページ等で一元化した周知・案内を実施しているところです。

また、相談窓口については、各相談内容毎に、所管部署により対応を行っております。

(4) エッセンシャルワーカーへの感染防止の強化について

### ①社会インフラを支えるすべての方々への支援の充実

社会インフラを支える道路、鉄道、バス、港湾、空港、上下水道や電気・ガス、医療、保育、消防・警察、行政サービスなどに従事する方々への支援の充実を図ること。長時間労働の是正はもとより、安全確保の課題も重要となっている。感染を拡大させない観点からも、必要な感染予防措置を講じる際の費用負担などに関して、事業者への補助を行うなど、必要な支援について検討すること。

#### 【回答】（産業振興課）

国、大阪府等の関係機関、および関係各課との連携を図りながら、検討して参ります。

### ②公共交通従事者及び利用者への感染拡大防止と鉄道の安定的運行の確保

不特定多数の方が利用する鉄道をはじめとする公共交通機関においては、働く者の安全と公共交通機関からの感染拡大を防止する観点から、徹底した安全対策を講じる必要がある。事業者への支援を実施するとともに状況把握に努め、事業者・利用者をはじめとする各関係者への情報提供を通じ、鉄道の安定的な運行を確保されたい。

#### 【回答】（道路課）

公共交通事業者への支援につきましては、今後の感染拡大の状況を見極めながら、公共交通機関が安定的、持続的に運行できるよう努めてまいりたいと考えています。

## (5)教育現場で働く方々の支援と子どもの感染拡大防止について

### ①新型コロナウイルス感染症対策のための必要備品の確保

感染拡大防止の観点から、継続的に小学校、中学校、高等学校、支援学校等に備品・消耗品等の確保や業務遂行に必要な消毒薬、マスク等を確保すること。

**【回答】(学校教育課)**

町立小中学校の必要備品・消耗品等については、国の補助金を活用し、各小中学校長の判断により必要となる備品等の整備をおこなったところです。

引き続き、消毒薬等の必要な消耗品についての確保に努めてまいります。

**②学校の負担軽減**

学校等の臨時休業（全国一斉、緊急事態宣言、延長）に伴う、修学旅行をはじめとする宿泊行事等のキャンセル料等の支援を行い、負担軽減を図ること。

**【回答】(学校教育課)**

小中学校の修学旅行等の実施に関し、新型コロナウイルス感染症防止または感染症拡大防止にのため中止した場合に発生するキャンセル料については、保護者の経済的負担軽減を目的として、令和2年度、補助金を交付することとしたところです。

**③教員の負担軽減**

教育現場の過重労働に対し、サポート教員やスクールソーシャルワーカー、地域社会からのサポーターなど、具体的に教育現場で活動できる人材の配置を行うこと。また、市町村ごとに教育現場の対応の格差がでないよう、国・府に対して支援施策を講じるよう求めること。

**【回答】(学校教育課)**

スクールソーシャルワーカーは、町内で5名配置しており、子育て支援課の相談員とも連携しながら、学校におけるいじめ、不登校、児童虐待等、子どもを取り巻く様々な問題に対し、多面的な支援を実施しています。より充実した支援を行うために、府事業を活用し、スクールソーシャルワーカーのスキルアップに努めています。

また、感染症対策における消毒作業等のサポートをするスクールサポートスタッフを配置し、教員の負担軽減を図り、より児童生徒への指導等が行えるよう体制を整えています。

こうした教育現場をサポートする人材の確保に努め、併せて、国・府に対して十分な支援が引き続き図られるよう注視してまいります。

以 上